

(横断的分野)

1 新しい事業の創出

1 資金供給に関する規制改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) ア	私募ルールの見直し(金融庁)	a いわゆるプロ私募における適格機関投資家の範囲(プロの範囲)を拡大し、ベンチャーキャピタル、ベンチャーファンド、投資経験のある富裕個人層を含めることについて検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置予定(4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「適格機関投資家の範囲の拡大」による私募市場の活性化が必要であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布)により、所要の措置を講じた(平成15年4月1日施行)。	金融ウ a
		b エクイティ性証券の取扱い等について、具体的な検討を開始し、結論を得る。		検討・結論	措置予定(4月)		

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) イ	有価証券届出書の効力発生期間の短縮(金融庁)	a 投資家保護の観点から適当であると認められる場合についての有価証券届出書の効力発生期間の短縮を検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置予定(4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮」を図ることが適切であるとされた。 これを踏まえ、平成15年3月31日に企業内容等開示ガイドラインを改正し、効力発生期間の短縮を行った(平成15年4月1日実施)	金融ウ a
		b EDINET(証券取引法に基づく有価証券届出書等の開示書類に関する電子開示システム)により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮を検討し、結論を得る。		検討・結論	措置予定(4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「EDINETにより提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮」を図ることが適切であるとされた。 これを踏まえ、平成15年3月31日に企業内容等開示ガイドラインを改正し、効力発生期間の短縮を行った(平成15年4月1日実施)	金融ウ b、ITウ
(1)	投資事業有限責任組合制度の拡充(経済産業省)	我が国における事業資金供給の一層の拡大を図る観点から、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合について、その投資対象や投資事業範囲の拡充を図る。		一部措置済(12月施行)、検討	検討	「法務」2を参照	法務イ

2 事業の仕組み及び運営に関する規制改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) ア	企業組合制度の改善 (経済産業省)	企業組合制度における組合員資格や組合員比率、組合員従事比率について、各々要件緩和する。		措置済 (2月施行)		(経済産業省) 企業組合制度について、組合員として企業や有限責任組合の参加を認めるとともに、企業組合の行う事業に従事しなければならない組合員の比率(従事比率)については2/3から1/2に、企業組合の行う事業に従事する者のうち組合員の比率(組合員比率)について1/2から1/3に、各々要件緩和を行った(第155回臨時国会における中小企業等協同組合法の一部改正により措置、平成15年2月1日より施行)	法務 イ
(1) イ	私法上の事業組織形態の検討 (法務省、財務省)	合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。		検討開始	検討	(法務省) 私法上の問題点については、平成17年の法案提出を目標とする商法の現代化の作業の中で検討中。	法務 イ
(1) ア	新事業創出促進法の改正による最低資本金規制の緩和 (経済産業省)	より簡易な起業制度の整備を図る観点から、会社設立時の最低資本金規制について、商法等の特例措置を講ずる。		措置済 (2月施行)		(経済産業省) 第155回臨時国会(平成14年)において、創業時の最低資本金規制の特例措置を設けた新事業創出促進法の改正を含む「中小企業挑戦支援法」が成立(平成14年11月22日公布、平成15年2月1日施行)、これにより、新たに創業する者については、債権者保護等のための開示義務や配当制限を課した上で、設立後5年間は最低資本金の規制を受けずに株式会社または有限会社の設立が可能となった。	法務 イ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) イ	会社設立に関する諸 手続についての電子 化 (法務省、総務省、 財務省、厚生労働省)	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅 に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立 登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を一層推 進する。		継続的に実施		<p>(法務省)</p> <p>「商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)及び「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成13年法律第129号)により、会社を設立する際に必要な定款等の書類を電磁的記録によって作成することが可能となり、会社設立の登記申請の添付書類に代えて電磁的記録を作成し、これを申請書に添付することを可能とした(平成14年4月1日施行)</p> <p>また、会社設立登記等の商業登記申請のオンライン化について、平成16年度早期の実施に向け検討を進めている。</p> <p>(総務省)</p> <p>会社設立登記後の申請手続については、地方税の申告手続の電子化の状況を踏まえつつ、検討を進めている。</p> <p>(財務省)</p> <p>会社設立登記後の申請手続については、システムの安定的な稼働等に留意しつつインターネットによる手続を可能とすべく、システム開発及びテストを行っている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」により、事業主から保険者へ提出する健康保険・厚生年金保険適用関係届書のうち、5届(被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届及び被保険者住所変更届(厚生年金保険のみ))について、磁気媒体による届出を可能にしたところ(平成14年6月1日施行)</p> <p>また、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に記載された社会保険・労働保険関係の各種申請手続について、平成15年度中に申請・届出等手続の電子化が可能となるように準備を進めているところである。</p>	法務 イ、 IT ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) ア	情報開示制度のサービス分野への適用拡大等サービス・フランチャイズに関する環境整備 (経済産業省)	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについても、契約締結時の情報開示等に関する制度の整備について、引き続き、検討するとともに、サービス・フランチャイズ契約全般の在り方について総合的な検討を行い、早期に結論を得る。		実態把握(11月公表)制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討	早期に措置	「競争」4(4)を参照	競争 工
(2)	証券取引法上の強制公開買付規制(3分の1ルール)の見直し (金融庁)	迅速なMBO(Management Buy-Out)等による企業組織の再編を活発化し、新規事業にダイナミックな成長機会を提供する観点から、買付等の後の株式取得者の所有割合が総議決権数の3分の1を超える株式の移動について、強制公開買付規制の見直しを行い、所要の措置を講ずる。少なくとも、担保権の実行等の場合には、ヨーロッパ諸国でも認められているように、公開買付の義務付けは廃止する。		検討・結論	措置予定(4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「公開買付規則の適用除外要件の拡大」が必要であると考えられるとされた。 これを踏まえ、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」(平成15年政令第116号、平成15年3月28日公布)及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布)により、所要の措置を講じた(平成15年4月1日施行)。	金融 ウ
(3) ア	国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し (総務省及び関係府省)	事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。		継続的に検討	-		競争 オ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3) イ	公共事業契約に係る入札参加資格等の見直し (国土交通省、総務省及び関係府省)	公共事業の契約において、必要に応じて「工事、製造又は販売等の実績」、「工事等についての経験」を参加資格として定める場合については、契約実績を掲げるときは、官公庁契約のみに限らず、同等の技術力等を要求されると考えられる民間契約もできる限り同等に扱う。「入札に参加する者の事業所の所在地」等に関する必要な資格を定める地域要件についても、新規事業者が事業範囲を拡大していく場合の制約となっていないか等の視点も含め、諸外国の制度を参考にしつつ、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての見直しを踏まえて、今後、その在り方を検討する。		継続的に検討		-	競争 才、 住宅イ
(3)	政府調達公正性の確保 (経済産業省及び関係府省)	官公需法(「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」)(昭和41年法律第97号)に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における中小企業者向け契約目標については、無理な分割発注等の施策を強いることとなっていないか等の観点から、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、その在り方を検討する。また、この検討結果を踏まえて、「中小企業者に関する国等の契約の方針」における「分離・分割発注の推進」についても、例えば、分割発注方式を採用する場合には、透明性確保の観点から、採用する理由を明らかにし公表すること等、改めて見直しを検討する。		継続的に検討		- (経済産業省) 中小企業者向け契約目標の在り方について、政府調達の公正性等の観点を踏まえ、関係省庁とともに検討を行っている。	競争 才

3 人材の育成及び供給等に関する規制改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) イ	派遣期間の延長又は撤廃 (厚生労働省)	派遣期間の制限に関しては、法律に基づく1年の期間制限と行政指導に基づく3年の期間制限のいずれについても、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)	「雇用」2(1)を参照	雇用イ b
(1) ウ	派遣対象業務の拡大等 (厚生労働省)	(a) 現行労働者派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)	「雇用」2(1)を参照	雇用イ d (a)
(1) エ	有期労働契約の拡大 (厚生労働省)	a 有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	「雇用」2(2)参照	雇用イ a
(1)	紹介予定派遣制度の見直し (厚生労働省)	紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、事前面接や履歴書の送付要請、採用内定等の行為の解禁等法制度を含む現行制度の見直しを行う。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)	「雇用」2(1)を参照	雇用イ e

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期					
			平成13年度	平成14年度	平成15年度			
(1) ア (ア)	無料職業紹介事業に関する規制緩和 (厚生労働省)	(a) 無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 また、昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要があり、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにする。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)	「雇用」1(2)を参照	雇用 ア c (a)	
(1) ア (イ)	有料職業紹介事業に関する規制緩和 (厚生労働省)	(a) すべての事業所に許可が必要としている現行の有料職業紹介事業の許可制は、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度を緩和することを含め、検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 職業紹介事業に係る兼業規制については、これを原則として撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)	「雇用」1(2)を参照	雇用 ア d (a)	
(1) イ	求職者からの手数料規制緩和 (厚生労働省)	平成14年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところであるが、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料差別については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引き下げ、職種拡大により対象者の拡大を図る。	一部措置 済(2月施行)	平成15年度までに措置 (速やかに実施)		「雇用」1(2)を参照	雇用 ア a	
(2)	労働基準法の改正等 (厚生労働省)	a 高度の専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像にも適切に対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするために労働基準法の見直しを検討する。 中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する。(その際、管理監督者等に対する適用除外制度の在り方について、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め検討。)	速やかに検討				「雇用」3(1)を参照	雇用 ウ a



重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		c 解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、これを立法で明示することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。その際には、いわゆる試用期間との関係についても検討するとともに、解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、「金銭賠償方式」という選択肢を導入することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回国会に法案提出等所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出等所要の措置		「雇用」3(1)を参照	雇用ウc
(2)	裁量労働制の拡大 (厚生労働省)	b 企画業務型裁量労働制については、導入手続きが煩雑であり、適用対象事業場等が限定的であることから、その手続きの大幅な簡素化や適用対象事業場等の拡大を図ることを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	「雇用」2(3)を参照	雇用イb
(2)	企業年金及び退職金制度の改革 (厚生労働省)	e 企業年金については、転職が不利にならないよう、確定給付型年金の中途脱退者の通算制度の拡大、個人型確定拠出年金への資産移換の仕組みの検討など確定給付型年金のポータビリティ向上に努めるとともに、コストを抑えた効率的な運営システムの整備等による確定拠出型年金の拡大を図る。以上のほか、退職金についても、長期勤続者を過度に優遇する現行制度の見直しを図る。	政令公布 (12月)	一部措置済 (4月施行)	速やかに検討	(厚生労働省) 確定給付型年金のポータビリティの向上については、確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号)において、あらかじめ規約で定めた事業所に転職した場合には、確定給付企業年金の給付に関する権利義務を移転できるよう措置した。(平成14年4月1日施行)	雇用ウe

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3) イ	国立大学教員の企業での兼業の促進 (【人事院】)	商法(明治32年法律第48号)が改正され、社外取締役(同法第188条第2項第7号ノ2)が規定されたことを受け、関係制度の変化や公益性に関するコンセンサスの形成状況を見極め、国立大学教員の社外取締役との兼業について、法制面についても有識者の意見を聴取しつつ、解禁について検討を行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)		検討・結論		「教育」4(3)を参照	教育工
(3) ア	学部・学科の設置規制の柔軟化 (文部科学省)	a 大学が主体的な判断により機動的に編成できるように、国立大学の法人化を待たず、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更することにより、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することを図る。 また、大学院の目的として高度専門職業人養成を明確化し、高度専門職業人に特化した「専門職大学院」を創設する。専門職大学院については、教員の相当数は実務経験者とし、また、第三者評価には、輩出した人材のレベルに関する社会的評価を重視する。		法案成立、公布	措置 (15年4月施行)	「教育」4(1)を参照	教育ウ a
(3) イ	学校外教育の認定の促進 (文部科学省)	国内外の大学や民間の教育機関が連携して取り組める環境を整備するため、例えば、民間企業やNPOにおける起業家講座やインターンシップ等、起業家や経営スタッフの育成に資する学校外での学習のうち、一定の質を満たす場合については、これを大学の単位として認定することを促進し、人材育成面での産学連携を加速する。		措置済		「教育」4(3)を参照	教育ウ 22
(3) ウ	若手研究者の参画の推進 (文部科学省)	大学と産業界との連携の一環である受託研究や共同研究において、ポストドクターや大学院生の若手研究者に発明の機会を与え、発明に対するインセンティブを持たせるために、企業からの受託研究の研究代表者となることなど若手研究者が積極的に参画することを推進し、人件費等の配分についても、自由に大学で決定できるようにする。		措置済		「教育」4(3)を参照	教育工

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(4) ア	教育プログラムの多様化の推進 (文部科学省)	創造性豊かな人材の育成を進める観点から、各学校段階間の連携等、各学校において、創意工夫に満ちた教育課程の編成や多様な指導が行われることを一層推進する。		措置済		「教育」3(1)を参照	教育イ
(4) ウ	都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直し促進 (文部科学省)	小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促す。		措置済		「教育」1(4)を参照	教育イ
(4) エ	私立学校審議会の在り方の見直し (文部科学省)	a 私立学校審議会は、私立学校の自主性を確保する観点から、私立学校行政に関する所轄庁の権限行使に当たり、私学関係者の意見を反映するために設けられており、現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を同審議会の構成員数の4分の1以上にしなければならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、例えば、上記規定の在り方や、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	「教育」1(4)を参照	教育イ a
(4)	インターナショナル・スクールに関する制度整備 (文部科学省)	インターナショナル・スクールについては、その定義を明確化した上で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく私立学校に準じた取扱いとなるよう各種の支援措置を検討し、所要の措置を講ずる。 また、インターナショナル・スクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、例えば中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大する。		措置		「教育」1(6)を参照	教育イ